

意見・質問	回答
<p>＜一般競争入札案件＞</p> <p>① 平成30年度県営ほ場整備事業(耕作放棄地防止型) 上吉野地区 区画整理工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価調書の技術提案の点数について、全ての業者の点数がそろっているのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> たまたまの部分もあるが、当該地区のほ場整備は初めてであり、業者も実績を積んでいないことが提案に表れている。
<p>② 平成30年度 基幹水利施設予防保全対策事業(合理化型) 七ヶ用水第2地区 水管理システム更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価調書の「企業の技術力」工事成績で4点中3点や0点があるが、どのように点数をつけているのか。 同種工事の実績とはどのようなものか。 地域貢献度について、農林水産部発注工事の実績を有する者に対して加点を行うものであるとあるが、今回は工事实績は考慮されず、営業所の有無で加点されるのか。 同種工事の実績とは意味合いは違うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年の当該業種の全工事成績評定点の平均点が、80点以上なら4点、78点から80点未満なら3点、実績無しなら0点と採点する。 過去15年間の同種工事の実績の有無であり、実績有りなら2点、実績無しなら0点と採点する。 そのとおりである。 同種工事の実績は国内において施行した実績がある者が入札参加の条件となっており、地域貢献度に関する農林水産部発注工事については、当該地域で施行した実績があること。つまり地域に精通しているとして加点の対象とする。

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献度の条件によって、県内業者が圧倒的に実績が豊富であるから有利であると思われるが、県外業者は、地域貢献度の条件に中々当てはまらず、参加可能数をあげるために当て馬の状態となっているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献度については、県内業者が有利になるような配点となっているが、企業の技術力については、県内に施行した実績があれば加点の対象となる。県外業者が参加する場合は、そのような配点となる。
<p>③ 新兼六駐車場建設工事（その1・建築）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公告から開札までの期間が短いのではないか。 I期・II期・III期で工事があるようだが、工期が重なることはないのか。また、I期工事の施工業者はII期工事にも参加できるのか。 参加可能JV数は16になっているが、2JVしか参加していないのは少ないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 見積期間は20日間あり、本来15日間以上のところを、5日間ほど長く設けている。 工期が重なることはない予定である。I期工事の施工業者についても、工事が完了していればII期工事に参加できる。 現在、新幹線開業効果で金沢市内での民間工事が多く、手持ち工事との関係から参加数が少なくなったと考えられる。
<p><指名競争入札案件></p> <p>④ 本多の森公園整備工事（園地工）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名選考において、既発注工事請負者を除くとしているのは、事業者に対し広く受注機会を与えるためなのか、それとも、同時に2つの工事を施工することによる施工不良を防ぐ意図があるのか。 入札価格がどれも近接しているが、今回の案件では、入札価格に差が出ないような工事の内容となっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 受注機会を広く与えるということを重視している。 そのとおりである。

意見・質問	回答
<p>⑤ 石川県立中央病院建設工事（外構・屋外サイン工その3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4つの工区に分けて発注しているが、どういった意図があるのか。 ・ サイン自体は別の業者が製作するのか。もしそうであれば、大手の業者が一括して施工したほうが早く施工することができるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4者で分担して施工することで、施工の効率化を目的とした。 ・ サイン自体は別業者が製作する。大手業者が工事を落札するかどうかはわからないということ、県が主導して工事を進めていくという方針から工区を分けての発注とした。
<p>⑥ 七尾港 県単埋立地整備工事（土砂受入工その2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の分割については、予算的な事情があるのか。 ・ 最低制限価格未満の入札者が3者いるが、見積を誤った等の理由によるものなのか。 ・ 指名業者でのうち1者が指名停止により失格になっているが、指名通知の段階ではわからなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そのとおりである。国の直轄事業と合わせての発注となっている。 ・ 理由については不明な点もあるが、入札自体は適正に行われた。 ・ わからなかった。
<p><随意契約案件></p> <p>⑦ リハビリテーションセンター入口自動回転ドア修繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動回転ドアを導入した当初から、当該案件の契約相手に発注していたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当初は違う業者であったが、途中から現在の業者に変更になった。それ以降は、変わらず現在の業者に修繕等を発注している。